

市役所からの お知らせ

国民健康保険

国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入している昭和24年4月2日～6月30日生まれの方で、75歳になる前に国民健康保険で人間ドックを受診する場合は、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健幸づくり課までご連絡ください。

※75歳を迎える方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診できます。

問合せ 健幸づくり課

☎(275) 6381

後期高齢者医療

申請による

後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは…

国民年金法等における障がいの年金1・2級、身体障がい者手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方。

なお、認定された方については、認定後も75歳になるまでは後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障がい者手帳等や障がい年金受給資格等が無効になることはありません）

問合せ 健幸づくり課

☎(275) 6392

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします！

泉大津市



大阪泉州 牡蠣フェス

泉州一帯で盛り上がりを見せ
ている牡蠣フェスが泉大津市で
開催されます。会場には、カキ
グルメが大集合。来場者にはカ
キ鍋の無料プレゼント

もあります。

(先着 150 食)

日時 3月9日(土)

午前11時～午後5時

場所 なぎさ公園

(泉大津市なぎさ町8-1)

問合せ (株)ENJOY TRUST

☎080(9187)3365



高石市



3×3 バスケットボール場が完成



令和6年
2月、3×3
バスケット
ボール場が
高師浜総合

運動施設に新設されました！2
面のコートと照明も完備！オリ
ンピックの正式種目にもなって
いる人気沸騰中の都市型スポー
ツをお楽しみください。

場所 高師浜総合運動施設

問合せ 羽衣はまゆうグループ

☎(262) 7966

詳細はこちらから▶



忠岡町



みなとマーケット



忠岡漁業
協同組合主
催で海産物
を販売する
「忠岡みな
とマーケット」が開催されます。

新鮮なお魚をはじめとした物
販のほか、フリーマーケット
コーナーや飲食販売など魅力的
な催しとなっております。ぜひ
ご来場ください。

日時 3月31日(日)

午前9時～午後3時

場所 忠岡港(忠岡町新浜1-8-11)

問合せ 忠岡漁業協同組合

☎0725(32)0459

国民年金

学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入する義務がありますが、保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約128万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求ができます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※毎年度申請が必要となります。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

手続き 市民課へ学生証（写）または在学証明書と、基礎年金番号通知書または年金手帳を持参してください。郵送でも手続きが可能です。

また、50歳未満の学生ではない方で、保険料の納付が困難、かつ、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

問合先 市民課 ☎（275）6241

■学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付

令和5年度の学生納付特例の承認を受けた方で、令和6年4月以降も引き続き在学予定であることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

問合先 堺西年金事務所

☎（243）7900

引越しの際の 破損・紛失トラブルに気をつけて

引越業者に荷造りを任せて引越をした際、有名作家が作った一点ものの陶器の縁が欠けてしまった。引越業者は責任を認めて弁償すると言うので、約4万円と申告したが、事業者が提示した金額はずいぶん少なかった。事前に貴重な陶器作品とは申告していないが、有名作家が作ったので今購入したらもっと高額である。納得できない。（60歳代）

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



ポイント 引越の際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款が国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ業者に申告しましょう。破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※見守り新鮮情報 第444号から抜粋・イラスト黒崎玄

税

泉大津税務署から納付期限のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の納税は3月15日（金）、消費税及び地方消費税（個人事業者）は4月1日（月）までとなっています。

納税には、便利で安全な振替納税をご利用ください。ご利用には「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

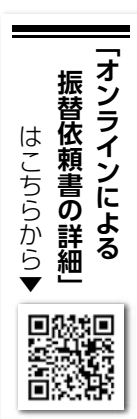
▼振替納付日

- ・申告所得税及び復興特別所得税…4月23日（火）
- ・消費税及び地方消費税（個人事業者）…4月30日（火）

▼振替依頼書がオンラインで提出できます

振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありますが、令和3年1月から、オンライン（e-Tax）で提出できるようになりました。パソコン、

スマートフォンから簡単に提出できますのでご利用ください。



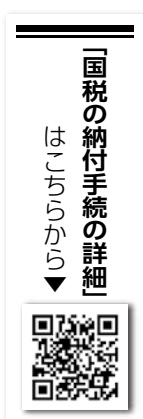
▼キャッシュレス納付

クレジットカードやスマホ決済アプリによる納付を利用すれば、事前の手続きなしで、時間を気にせず納付ができます。金融機関や税務署の窓口へ行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」を是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページにある「キャッシュレスで国税の納付ができます」をご覧ください。

問合せ先 泉大津税務署

☎0725（33）5601



固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

縦覧期間 4月1日～5月31日

（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所 税務課固定資産税係

縦覧できる方 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

必要なもの 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

家屋新増築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

問合せ先 税務課 ☎（275）6109

原動機付自転車や軽自動車等の廃車申告をお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して1年分全額が課税され、4月2日以降に廃車しても年額が課税されます。廃棄や譲渡などにより現在車両を所有していない方は、3月中に廃車申告をしてください。

問合せ先 税務課 ☎（275）6097

戸籍の証明書の請求が便利になりました

3月1日から戸籍証明書等の広域交付が始まり、本籍地以外の市区町村窓口でも、証明書の請求ができるようになりました。また、請求したい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村窓口でまとめて請求することもできます。

※一部の戸籍証明書等は除きます。
請求できる方 本人、配偶者、直系

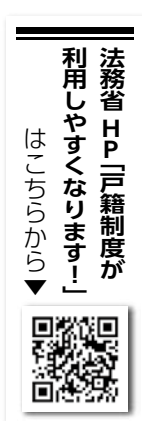
尊属の父母・祖父母、直系卑属の子・孫

必要書類 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

※請求するには、請求できる方が直接窓口で請求手続きする必要があります。（郵送や代理人による請求はできません）

※相続手続き等で出生から現在までの戸籍を請求される方については、他市区町村の戸籍を調べる中で、発行までに時間がかかる場合や後日の交付となる場合があります。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

問合先 市民課 ☎（275） 6 2 1 9



令和6年度分の無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ令和6年度分の無料普通ごみ処理券（茶色）を送付します。なお、本市に住民票を移されていない

方には送付されないため、印鑑と居住していることがわかる書類（住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの）を持参し、環境政策課で交付申請をしてください。

■ご注意ください

・使い切らずに残された令和5年度の無料普通ごみ処理券（ピンク色）は、3月31日までのゴミ収集に利用可。日用品との交換を予定しているため、必ず捨てずに保管してください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。

問合先 環境政策課

☎（275） 6 2 6 6



	住所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和6年度上半期くみ取り日程	取 石 1丁目・2丁目（6～11・13・15・18・19・23・26・28・30・33・34・38・39・46・47）	1（月） 15（月）	4/30（火） 17（金）	1（土） 15（土）	1（月） 16（火）	7/31（水） 17（土）	2（月） 14（土）
	取 石 2丁目（31・41・43・45・48）・3丁目	2（火） 16（火）	1（水） 20（月）	3（月） 17（月）	2（火） 17（水）	1（木） 19（月）	3（火） 17（火）
	取 石 4丁目～7丁目	3（水） 17（水）	2（木） 21（火）	4（火） 18（火）	3（水） 18（木）	2（金） 20（火）	4（水） 18（水）
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。 問合先 環境政策課 ☎（275）6266	千代田 1丁目～6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目（1～7）	4（木） 18（木）	7（火） 22（水）	5（水） 19（水）	4（木） 19（金）	3（土） 21（水）	5（木） 19（木）
	高師浜 1丁目～4丁目、羽 衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目（13・14・16）・5丁目（8・20・26）	5（金） 19（金）	8（水） 23（木）	6（木） 20（木）	5（金） 22（月）	5（月） 22（木）	6（金） 20（金）
	東羽衣 3丁目（1～12・18）・4丁目（12）・5丁目（1～7・9～19・21～25・27・28）・6丁目・7丁目	6（土） 22（月）	9（木） 24（金）	7（金） 21（金）	6（土） 23（火）	6（火） 23（金）	7（土） 21（土）
	加 茂 1丁目（5・8～10・12・13・16・17・19）						
	加 茂 綾 園 1丁目（11・14・15） 1丁目・2丁目（1）・3丁目・4丁目・6丁目（6・16・18・20・23）	8（月） 23（火）	10（金） 27（月）	10（月） 24（月）	8（月） 24（水）	7（水） 26（月）	9（月） 24（火）
	綾 園 2丁目（9～23）・6丁目（4・5・12・14・15・19・21）	9（火） 24（水）	13（月） 28（火）	11（火） 25（火）	9（火） 25（木）	8（木） 27（火）	10（火） 25（水）
	綾 園 2丁目（2～8）・6丁目（1・7～11・13・22） 加 茂 2丁目（6・7・23・30）・3丁目（1・6）	10（水） 25（木）	14（火） 29（水）	12（水） 26（水）	10（水） 26（金）	9（金） 28（水）	11（水） 26（木）
	取 石 2丁目（37） 加 茂 2丁目（1・14・17・24・26）・3丁目（8・10）・4丁目（11） 西取石 1丁目（1・2・4・10～15・18）・3丁目（1・5・11・18・19）	11（木） 26（金）	15（水） 30（木）	13（木） 27（木）	11（木） 29（月）	10（土） 29（木）	12（木） 27（金）
	取 石 2丁目（4・5・12・14・16・17・25） 西取石 1丁目（9・16・17・19・22）・3丁目（9・14・15）	12（金） 27（土）	16（木） 31（金）	14（金） 28（金）	12（金） 30（火）	16（金） 30（金）	13（金） 30（月）

低所得世帯支援給付金

対象となる世帯には確認書を発送中ですので、届いた方は内容を確認し、同封の返信用封筒を返送してください。

①個人住民税均等割のみ課税世帯向け

対象 令和5年度個人住民税所得割が課せられていない方だけで構成される世帯

※個人住民税非課税世帯は除く

支給額 1世帯あたり10万円

②こども加算

対象 令和5年度個人住民税所得割が課せられていない方だけで構成される世帯で、平成17年4月2日以降に生まれたこどもがいる世帯

支給額 こども1人あたり5万円

※①②のいずれも、個人住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている場合は対象外です。

問合せ先 低所得世帯支援給付金コールセンター ☎(275) 6539

「低所得世帯支援

給付金の詳細」

はこちらから▼



市公金の納付書の取り扱い場所

令和6年4月1日以降、市税、保険料、保育料、使用料、上下水道料金、その他公金にかかる納付書は次の各金融機関本支店でお取り扱いできます。

池田泉州銀行、大阪信用金庫、りそな銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、成協信用組合、いずみの農業協同組合、近畿労働金庫、近畿産業信用組合（上下水道料金を除く）、京都銀行、ゆうちょ銀行（近畿2府4県内に限る）

※口座振替（口座引き落とし）による納付については、これまでどおり三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の口座もご利用いただけます。

問合せ先 会計課 ☎(275) 6444



民間賃貸住宅の原状回復トラブルを防止するために

民間賃貸住宅の退去の際に、損耗などの補修や修繕の費用を貸主、借主のどちらが負担するのかといった原状回復をめぐるトラブルが発生しています。

大阪府版ガイドラインでは、トラブルの未然防止・解決に役立つ情報や相談窓口を掲載しています。ぜひご利用ください。

問合せ先 大阪府居住企画課

☎06(6210) 9707

「原状回復トラブル防止

大阪府版ガイドライン」

はこちらから▼



労働条件明示のルール改正

4月から、労働条件明示のルールが改正されて無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が必要になります。

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに雇い

入れ直後の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

これを機に、事業場の方や働く方は、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみてください。

問合せ先 泉大津労働基準監督署

☎0725(27) 1211

「労働条件明示の

ルール改正の詳細」

はこちらから▼



水道料金の収納業務等を民間へ委託します

サービス向上と水道事業経営の効率化を図るため、水道料金等の収納業務を民間の事業者へ委託します。

委託期間 4月1日～令和9年3月31日

委託先 第一環境株式会社関西支店

主な業務内容 料金等収納業務、電話等受付業務、検針業務、閉開栓業務、メーター取替業務ほか

問合せ先 上下水道課 ☎(275) 6427

宅地建物取引業人権推進員制度

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業員を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。

問合先 大阪府建築振興課

☎ 06 (6210) 9734

「ご寄附ありがとうございました」

山内株式会社（代表取締役…山内和彦様）から災害被災者等への支援に500万円、福祉事業に300万円の「ご寄附をいただきました」。

株式会社つば市製茶本舗（代表取締役…谷本順一様）から災害被災者等への支援に100万円のご寄附をいただきました。

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

能登半島地震とこどもの権利

今年の元日に起きた能登半島地震で被災した石川県輪島市や珠洲市、能登町が中学生の集団避難を実施しました。多くの地域で水道や電気が復旧しておらず、校舎が損傷したり、避難所になったりして授業再開のめどが立たないことから、安全な施設に移り学習機会を確保するため、集団避難が行われました。避難は約2か月間の想定で、保護者が同意した中学生に限られました。中学生や保護者は急に知らない土地への避難を提示され、すぐに決断しなければなりませんでした。

集団避難した中学生は、地震被害を目の当たりにしたことに加え、家族と離れて生活を送ることになります。集団避難後も中学生への精神的なケアが重要で、また教職員へのケアや業務支援も必要となります。

被災体験がこどもにも与える心理的な影響は過去の災害でも指摘されています。文部科学省が東日本大震災の被災地のこどもに実施した調査では、14%で「イライラするようになった」など心的外傷後ストレス障害（PTSD）が疑われる症状が

見られました。食欲の変化や睡眠不足といった「心身不良」が指摘されたこどもも7%いました。

どんな状況にあらうとも、こどもは「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」により多くの権利が保障されています。子どもの権利条約は世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で、1989年、国連総会において採択され、日本も1994年に批准しました。2021年11月現在、この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は、

196です。

子どもの権利条約には、たとえば、「差別されない」「あなたが一番」「守られる命」「意見は大切」等があり、こどもは権利をもつ主体とされています。それぞれの年齢やさまざまな状況にいるこどもたちにしかわらない状況や必要とする援助、支援があり、こどもたちの意見をきき、また尊重することのできることをくみ取ることができるのではないのでしょうか。

人権推進課

☎ (275) 6279

子どもの権利条約

- | | |
|------|--|
| 第1条 | 18歳未満のすべての人を“子ども”とします。 |
| 第2条 | 人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・障害・貧富の差・考え方・生まれた環境や場所などによって差別されない権利があります。 |
| 第3条 | 国やおとなから、その子どもにとって最も良いことを優先して考えてもらう権利があります。 |
| 第6条 | 生きる権利・育つ権利、命を大切にされる権利があります。 |
| 第28条 | すべてのこどもは、平等にかつ無償で教育にアクセスできる権利があります。 |

出典：（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン